

駐在所だより

平成29年12月11日発行

(ハガキでの例)

消費料金に関する
訴訟最終通告のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)〇〇〇 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され……

※ 取り下げ最終期日 平成〇年〇月〇日

法務省管轄支局 民事訴訟〇〇センター
東京都〇〇区〇〇丁目
取り下げ等のお問い合わせ窓口
03-4330-XXXX



ハガキやメールに書かれている電話番号には、絶対電話をしないで下さいね。

訴訟に関する事がハガキやメールで通知されることはありません。

身に覚えのない料金を請求されたら、それは詐欺です!!

こんなハガキやメールが届いたら、慌てずに駐在所へ相談して下さい。

こんなハガキ来てませんか? こんなメール来てませんか?

駐在所に相談して下さい

ご相談は

羅臼駐在所

電話87-2151

麻布駐在所

電話88-2531

まで、どうぞ。



(メールでの例)

有料動画の未納料金が発生しています。

本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行します。

ア〇ゾ〇(株)受付センター
03-6700-XXXX